○うるま市家族介護慰労金支給事業実施要綱

平成17年4月1日 告示第63号

改正 平成31年4月26日告示第125号

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第8項にて要介護4又は5と認定された者(介護保険第2号被保険者であって特定疾病に該当する者を含む。以下「要介護高齢者」という。)を在宅で介護している家族(以下「介護者」という。)に対し、家族介護慰労金(以下「慰労金」という。)を支給することで、介護者の身体的、精神的並びに経済的な負担の軽減及び高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、うるま市とする。

(対象者及び支給の条件)

- 第3条 この事業の支給対象者は、本市に住所を有する要介護高齢者(要介護認定を受けていない者であっても、要介護4又は5に相当すると認められる者を含む。以下同じ。)のうち、介護保険の認定開始日又は更新認定開始日(以下「認定開始日等」という。)から1年間、介護保険サービス(年間10日以内のショートステイの利用、福祉用具の貸与、特別福祉用具の購入又は住宅改修の利用を除く。)を利用していない者を現に介護している介護者で次に掲げる者とする。
 - (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 要介護高齢者及び介護者の属する世帯が、認定開始日等の当該年度に市町村 民税が非課税である者
 - (3) 要介護高齢者に介護保険料の未納及び滞納のない者
 - (4) 要介護高齢者が継続して3箇月以上の長期入院をしていたときは、その期間 を除き、在宅で行った介護の期間が通算して12箇月となる者
 - (5) 要介護高齢者と同居する者。ただし、介護者が隣地又は近接地に居住し、事 実上介護していると認められる場合は対象とする。
- 2 介護者が複数名いる場合は、要介護高齢者を介護している主たる介護者1人とする。

- 3 慰労金を申請できる介護者の人数は、要介護高齢者1人につき、介護者1人とする。 (適用除外)
- 第4条 前条の規定にかかわらず、要介護高齢者又は介護者の世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助を受けている場合は、慰労金を支給しない。 (支給金額)
- 第5条 慰労金の金額は、要介護高齢者1人当たり年度1回10万円とする。 (支給の申請及び決定)
- 第6条 慰労金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、うるま市家 族介護慰労金支給申請書(様式第1号)に次に定める書類を添付して、市長に提出し なければならない。
 - (1) 介護者名義の預金通帳の写し
 - (2) 所得課税証明書
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第3条の要件に該当するか否かを 審査し、慰労金の支給又は却下を決定し、うるま市家族介護慰労金支給決定・却下通 知書(様式第2号)により当該申請者に通知しなければならない。

(死亡の取扱い)

- 第7条 前条の規定により、慰労金の支給申請をした後に申請者が死亡した場合は、申請者と同一世帯に属する他の介護者(第3条第5号に定める介護者を含む。)に未支給の慰労金を支給することができる。
- 2 前項の規定により、未支給の慰労金の支給を受けようとする者は、うるま市家族介 護慰労金請求書(未支給分)(様式第3号)に必要書類を添付して、再度市長に提出 しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、うるま市家族介護慰労金支給決定・却下通知書(未支給分)(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。

(慰労金の返還)

第8条 市長は、慰労金の受給者が、申請に関して提出書類に虚偽の事項を記載する等の不正行為があった場合又は不正な手段により家族介護慰労金を受けた場合、既に交付した慰労金の全部又は一部を返還請求することができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、慰労金の交付に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の具志川市家族介護慰労金支給事業実施 要綱(平成13年具志川市要綱)又は勝連町家族介護慰労事業実施要綱(平成13年 勝連町要綱第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の 相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年4月26日告示第125号)

この告示は、平成31年4月26日から施行し、改正後のうるま市家族介護慰労金支給事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

-	4	-
---	---	---